

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例（昭和55年3月31日条例第2号）

最終改正:平成23年9月26日条例第16号

改正内容:平成23年9月26日条例第16号 [平成25年1月10日]

○伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例

昭和55年3月31日条例第2号

改正

昭和57年3月31日条例第6号
平成6年3月28日条例第7号
平成23年9月26日条例第16号

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例

市立学校園施設の使用に関する条例（昭和23年条例第141号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、伊丹市立学校および幼稚園（以下「学校園」という。）ならびに伊丹市立総合教育センター（以下「センター」という。）の施設の目的外使用に関し必要な事項を定めることにより、文化・スポーツの振興を図り、もつて住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「施設」とは、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の管理に属する学校園の教室、体育館および運動場ならびにセンターの研修室、講座室および展示ホールをいう。

（施設の使用許可）

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童等が遊び場として運動場を使用する場合は、この限りでない。

教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可することができる。

（1）社会教育法（昭和24年法律第207号）およびスポーツ基本法（平成23年法律第78号）による諸行事に使用するとき。

（2）公共団体または公共的団体が使用するとき。

（3）学校関係団体が使用するとき。

（4）前各号に定めるもののほか、教育委員会において、教育上または公益上必要と認めるとき。

（使用料の納付等）

第4条 別表に定める施設の使用の許可を受けた者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項第1号に規定する諸行事を教育委員会が後援するときは、無料とする。

教育委員会は、教育上または公益上特別の必要があると認めるときは、使用料の納付を免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（使用者の遵守事項）

第5条 施設の使用の許可を受けた者は、許可書を学校長、幼稚園長または伊丹市立総合教育センター所長（以下「学校長等」という。）に提示し、使用しなければならない。

2 施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）施設またはその付属物を損傷しないこと。

（2）指定された場所以外の場所に立入らないこと。

（3）営利を目的として施設を使用し、または物品を販売し、もしくは頒布しないこと。

（4）前各号に定めるもののほか、教育委員会または学校長等が施設の管理上必要と認めて指示したこと。

（許可の取消等）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、または使用を停止することができる。

（1）施設を使用する者が、許可を受けないで使用の目的を変更したとき。

（2）使用の許可を受けた施設以外の施設を使用したとき。

（3）前条に規定する事項を遵守しないで施設を使用したとき。

（4）教育委員会または当該学校園もしくはセンターにおいて緊急に使用する必要が生じたとき。

（5）前各号に定めるもののほか、施設の管理上教育委員会が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により、使用者が損害を受けることがあつても、市はその責めを負わない。

（原状回復等）

第7条 施設を使用する者が施設、施設の付属物、備品等を損傷または滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行の前日に、既に施設の使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年3月31日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に、第1条、第3条から第5条まで、第7条、第9条および第10条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により使用または変更の許可を受けている者の使用料については、第1条、第3条から第5条まで、第7条、第9条および第10条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成6年3月28日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第1条中伊丹市立学校園施設の使用に関する条例の題名の改正規定、同条例第1条、第2条、第5条及び第6条第1項第4号の改正規定並びに同条例別表の改正規定（伊丹市立総合教育センターに係る部分に限る。）は、伊丹市立総合教育センター条例（平成6年伊丹市条例第2号）の施行の日から施行する。

（伊丹市立学校園施設の使用に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の伊丹市立学校園施設の使用に関する条例第3条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成23年9月26日条例第16号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表

区分\時間帯		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	9時から21時まで	
学校園	教室	普通教室	円	円	円	円
		特別教室	350	650	1,200	1,800
		遊戯室	550	900	1,800	2,900
	体育館	650	1,150	2,150	3,600	
	運動場	550	900	—	—	
センター	研修室(1)	800	1,350	1,600	3,000	
	研修室(2)	1,150	1,900	2,300	4,300	
	講座室	900	1,500	1,800	3,350	
	展示ホール	—	—	—	5,450	